

◎新潟県告示第1175号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所  
鳥屋野潟漁業協同組合（新潟市中央区清五郎417）
- 2 漁業権の免許番号  
内共第9号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

変 更 後				変 更 前			
第1条～第10条（略）				第1条～第10条（略）			
（県内共通遊漁の承認に関する事項）				（県内共通遊漁の承認に関する事項）			
第11条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。				第11条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。			
2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。							
表ア				表ア			
漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、 恋ノ岐沢	内共第13号	大川	内共第1号	北ノ又川、 恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号	勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号	三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保 倉川	内共第17号	荒川	内共第4号	関川及び保 倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号	胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号	加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分 水路、新井 郷川及び福 島潟	内共第7号	早川	内共第21号	新井郷川分 水路、新井 郷川及び福 島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号			海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号	阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及 び鳥屋野潟	内共第9号			栗ノ木川及 び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
		羽茂川	内共第25号	御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号

信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	13,200円(税込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円(税込)	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷245-1
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区前新田304
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通4番町259-58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町津川2105番地6
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区清五郎417
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市長谷121

佐潟及び上佐潟	内共第11号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	12,000円(税抜)	県下一円
こい、ふな	竿釣	5,500円(税抜)	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市塩沢543番地205
加治川漁業協同組合	新発田市中央町4丁目10番4号
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区柳原1-4-24
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市東区津島屋3丁目48
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町21-21
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町両郷乙555
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区長潟949
信濃川漁業協同組合	新潟市西区赤塚4716-4
加茂川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967

五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市石曾根798-2
関川水系漁業協同組合	妙高市美守2-1-38 1
桑取川漁業協同組合	<u>F</u> 上越市有間川667
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生801
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢中脇 2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、 <u>オンラインシステム</u> 等	

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

別記様式第1号 遊漁承認証表

No.		年	
遊漁承認証			
遊漁者	住所		
	氏名	殿 (才)	
承認期間	自	年	月 日
	至	年	月 日
漁具	漁法	〇〇	
遊漁料		〇〇〇〇円	
発行者	鳥屋野潟漁業協同組合	印	

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項	
1. 遊漁者は、遊漁をするときは、本証を携帯しなければなりません。	
2. 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。	
3. 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示してください。	

五十嵐川漁業協同組合	加茂市赤谷1-8
刈谷田川漁業協同組合	三条市高岡651
魚沼漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
中魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	十日町市干溝1508
関川水系漁業協同組合	柏崎市番神1-7-40
桑取川漁業協同組合	<u>上越市子安新田4-67</u>
能生内水面漁業協同組合	上越市有間川661
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生3133
国府川漁業協同組合	糸魚川市大字須沢2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市飯持40
	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等	

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

別記様式第1号 遊漁承認証表

No.		平成 年	
遊漁承認証			
遊漁者	住所		
	氏名	殿 (才)	
承認期間	自	平成	年 月 日
	至	平成	年 月 日
漁具	漁法	〇〇	
遊漁料		〇〇〇〇円	
発行者	鳥屋野潟漁業協同組合	印	

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項	
1. 遊漁者は、遊漁をするときは、本証を携帯しなければなりません。	
2. 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。	
3. 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示してください。	

別記様式第2号

漁場監視員証

表

漁場監視員証		No.
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。		
氏名	(年齢)	
住所		
有効期間	自	年 月 日
	至	年 月 日
発行者	鳥屋野潟漁業協同組合	印

裏

<p>注 意 事 項</p> <p>1. 漁場内監視をするときは、本証を携帯し、指示及び取り締まりに当たっては、本証を提示してこれを行う。</p>
---

別記様式第3号

表

年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 <small>(3.0×2.5) cm</small>	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
	氏名		
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	
承認期間 自 ~ 至			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・かじか・うなぎ・こい・ふな	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円	
(但し裏面記載の区域を除く)			
発行者	新潟市中央区南万代町13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761		

(用紙：緑色)

別記様式第2号

漁場監視員証

表

漁場監視員証		No.
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。		
氏名	(年齢)	
住所		
有効期間	自	平成 年 月 日
	至	平成 年 月 日
発行者	鳥屋野潟漁業協同組合	印

裏

<p>注 意 事 項</p> <p>1. 漁場内監視をするときは、本証を携帯し、指示及び取り締まりに当たっては、本証を提示してこれを行う。</p>
---

別記様式第3号

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 <small>(3.0×2.5) cm</small>	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
	氏名		
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	
承認期間 自 H ~ 至 H			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・かじか・うなぎ・こい・ふな	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円	
(但し裏面記載の区域を除く)			
発行者	新潟市中央区南万代町13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761		

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
  - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
  - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

表

年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真  (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所 氏名	
	生年月日	大・昭・平	年 月 日

承認期間 自 ~ 至

遊漁料 魚 種 こい・ふな  
漁具漁法 竿 釣  
遊漁区域 県下一円  
(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3  
この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤  
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
  - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
  - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
  - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
  - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真  (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所 氏名	
	生年月日	大・昭・平	年 月 日

承認期間 自 H ~ 至 H

遊漁料 魚 種 こい・ふな  
5,500 円 漁具漁法 竿 釣  
(税抜) 遊漁区域 県下一円  
(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3  
この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤  
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
  - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
  - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：黄色)

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日  
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日